

さいたま市訓令第2号

さいたま市事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月25日

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市事務専決規程の一部を改正する訓令

さいたま市事務専決規程（平成15年さいたま市訓令第8号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後					改正前				
別表第2（第3条関係） 共通専決事項					別表第2（第3条関係） 共通専決事項				
1 [略]					1 [略]				
2 人事・サービス					2 人事・サービス				
専決事項	課長	部長	局長	副市長	専決事項	課長	部長	局長	副市長
1 病気休暇及び特別休暇（さいたま市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則（平成13年さいたま市規則第29号）第21条第1項第3号及びさいたま市会計年度任用職員の勤務時間及び休暇に関する規則（令和元年さいたま市規則第51号）第11条第1項第3号を除く。）を承認すること。 (1) [略] (2) 局に属する局長相当職、部長（局に属する部長相当職を含む。 <u>次項</u> から第4項まで及び第6項から第9項までにおいて同じ。） <u>及び局に属する課長相当職</u>				○	1 病気休暇及び特別休暇（さいたま市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則（平成13年さいたま市規則第29号）第21条第1項第3号及びさいたま市会計年度任用職員の勤務時間及び休暇に関する規則（令和元年さいたま市規則第51号）第11条第1項第3号を除く。）を承認すること。 (1) [略] (2) 局に属する局長相当職、部長（局に属する部長相当職を含む。 <u>第2項</u> から第4項まで及び第6項から第9項までにおいて同じ。） <u>局に属する課長相当職及び総合調整幹</u>				○
(3) 部に属する部長相当職 <u>及び課長</u> （部に属する課長相当職を含む。 <u>次項</u> から第4項まで及び第6項から第9項までにおいて同じ。）		○			(3) 部に属する部長相当職、 <u>課長</u> （部に属する課長相当職を含む。 <u>第2項</u> から第4項まで及び第6項から第9項までにおいて同じ。） <u>及び調整幹</u>			○	
(4) [略]					(4) [略]				

(1) [略]				
(2) 局に属する局長相当職、 部長及び局に属する課長相当職			○	
(3) 部に属する部長相当職及び課長	○			
(4) [略]				
7 職員の部分休業の請求を承認すること。				
(1) [略]				
(2) 局に属する局長相当職、 部長及び局に属する課長相当職			○	
(3) 部に属する部長相当職及び課長	○			
(4) [略]				
8 出張（外国出張及び人材育成課が主管する派遣研修を除く。）の命令及び復命の受理をすること。				
(1) [略]				
(2) 局に属する局長相当職、 部長及び局に属する課長相当職			○	
(3) 部に属する部長相当職及び課長	○			
(4) [略]				
9 外国出張の命令及び復命の受理をすること。				
(1) [略]				
(2) 局に属する局長相当職、 部長及び局に属する課長相当職			○	
(3) 部に属する部長相当職及び課長	○			
(4) [略]				
10 [略]				
11 所属職員（主幹（さいたま市職員の定年等に関する条例（平成13年さいたま市条例第25号）第7条に規定する管理監督職務上限年齢に達した日後における最初の4月1日以後の職員に限る。）、総合調整幹、調整幹、専門幹、参与及び主査以下（係長を除く。）の職員に限る。）を配置すること。			○	
12～18 [略]				
3～8 [略]				

(1) [略]				
(2) 局に属する局長相当職、 部長、局に属する課長相当職及び総合調整幹			○	
(3) 部に属する部長相当職、 課長及び調整幹		○		
(4) [略]				
7 職員の部分休業の請求を承認すること。				
(1) [略]				
(2) 局に属する局長相当職、 部長、局に属する課長相当職及び総合調整幹			○	
(3) 部に属する部長相当職、 課長及び調整幹		○		
(4) [略]				
8 出張（外国出張及び人材育成課が主管する派遣研修を除く。）の命令及び復命の受理をすること。				
(1) [略]				
(2) 局に属する局長相当職、 部長、局に属する課長相当職及び総合調整幹			○	
(3) 部に属する部長相当職、 課長及び調整幹		○		
(4) [略]				
9 外国出張の命令及び復命の受理をすること。				
(1) [略]				
(2) 局に属する局長相当職、 部長、局に属する課長相当職及び総合調整幹			○	
(3) 部に属する部長相当職、 課長及び調整幹		○		
(4) [略]				
10 [略]				
11 所属職員（専門幹、参与及び主査以下（係長を除く。）の職員に限る。）を配置すること。			○	
12～18 [略]				
3～8 [略]				

備考 [略]

別表第3 (第3条関係)

個別専決事項

総務局

人事部		課長	部長	局長	副市長
課所名	専決事項				
人事課	<p>1 職員（会計年度任用職員を除く。次項、第3項、第7項及び第8項において同じ。）の職務専念義務を免除（さいたま市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例施行規則第2条第7号（人事委員会又は他の機関の行う昇任試験（選考を含む。）に係るものに限る。）及び第9号から第12号までを除く。）すること。</p> <p>2 職員の営利企業等従事を許可すること。</p> <p>3 [略]</p> <p>4 修学部分休業を承認すること。 (1) 局長（局長相当職を含む。次項から第7項までにおいて同じ。） (2)・(3) [略] (4) 課に属する所属職員</p> <p>5 自己啓発等休業を承認すること。 (1)～(3) [略] (4) 課に属する所属職員</p> <p>6 配偶者同行休業を承認すること。</p>	○			

備考 [略]

別表第3 (第3条関係)

個別専決事項

総務局

人事部		課長	部長	局長	副市長
課所名	専決事項				
人事課	<p>1 職員（会計年度任用職員を除く。次項、第3項、第7項及び第8項において同じ。）の職務専念義務を免除（さいたま市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例施行規則第2条第9号から第12号までを除く。）すること。</p> <p>2 職員の営利企業等従事を許可すること。 （局長（局長相当職を含む。第4項から第7項までにおいて同じ。）を除く。）</p> <p>3 [略]</p> <p>4 修学部分休業を承認すること。 (1) 局長 (2)・(3) [略] (4) 総合調整幹、調整幹及び課に属する所属職員</p> <p>5 自己啓発等休業を承認すること。 (1)～(3) [略] (4) 総合調整幹、調整幹及び課に属する所属職員</p> <p>6 配偶者同行休業を承認すること。</p>	○			

(1)~(3) [略]					
(4) 課に属する所属職員	○				
7 職員の育児休業、部分休業の申出及び育児短時間勤務を承認すること。					
(1)~(3) [略]					
(4) 課に属する所属職員	○				
8 [略]					
[略]					

[略]
財政局
[略]

契約管理部					
課所名	専決事項	課長	部長	局長	副市長
契約課	1・2 [略] 3 入札参加者の指名及び入札保証金の免除をすること（他の所管に属するものを除く。）。 (1) 工事等 ア 1件の設計金額が <u>工事については5,000万円以上3億円未満</u> イ 1件の設計金額が <u>2,000万円以上5,000万円未満</u> ウ 1件の設計金額が <u>2,000万円未満</u>			○	
4	[略]				

(1)~(3) [略]					
(4) <u>総合調整幹、調整幹及び課に属する所属職員</u>	○				
7 職員の育児休業、部分休業の申出及び育児短時間勤務を承認すること。					
(1)~(3) [略]					
(4) <u>総合調整幹、調整幹及び所属職員</u>	○				
8 [略]					
[略]					

[略]
財政局
[略]

契約管理部					
課所名	専決事項	課長	部長	局長	副市長
契約課	1・2 [略] 3 入札参加者の指名及び入札保証金の免除をすること（他の所管に属するものを除く。）。 (1) 工事等 ア 1件の設計金額が <u>工事については400万円を超え2,500万円未満、工事に伴う委託については200万円を超え1,000万円未満</u> イ 1件の設計金額が <u>工事については400万円以下、工事に伴う委託については200万円以下</u>			○	
4	[略]				

[略]

税務部				
課所名	専決事項	課長	部長	局長 副市長
[略]				
収納対策課	1 [略]			

市税事務所				
課所名	専決事項	課長	部長	局長 副市長
個人課税課	1 個人の市民税及び 県民税、森林環境税 (他の所管に属する ものを除く。)並び に軽自動車税(北部 市税事務所に限る。 _)の賦課決定をする こと。 2 個人の市民税及び 県民税、森林環境税 (他の所管に属する ものを除く。)並び に軽自動車税(北部 市税事務所に限る。 _)に係る公示送達を すること。	○		
[略]				

[略]
環境局
[略]

施設部				
課所名	専決事項	課長	部長	局長 副市長
[略]				
環境施設管理課・西部環境	1・2 [略]			

[略]

税務部				
課所名	専決事項	課長	部長	局長 副市長
[略]				
収納対策課	1 [略] 2 <u>市長が定める滞納者に係る市税、個人の県民税、森林環境税及び国民健康保険税の徴収金に係る公示送達</u> をすること。	○		

市税事務所				
課所名	専決事項	課長	部長	局長 副市長
個人課税課	1 個人の市民税及び 県民税、森林環境税 (他の所管に属する ものを除く。)並び に軽自動車税の種別 割の賦課決定をする こと。 2 個人の市民税及び 県民税、森林環境税 (他の所管に属する ものを除く。)並び に軽自動車税の種別 割に係る公示送達を すること。	○		
[略]				

[略]
環境局
[略]

施設部				
課所名	専決事項	課長	部長	局長 副市長
[略]				
環境施設管理課・西部環境	1・2 [略]			

センター・クリーンセンター大崎・大宮南部浄化センター（共通）

センター・クリーンセンター大崎・大宮南部浄化センター・クリーンセンター西堀（共通）

経済局

商工観光部		課長	部長	局長	副市長
課所名	専決事項				
経済政策課	<ol style="list-style-type: none"> 1 [略] 2 [略] 3 [略] 4 [略] 				
労働政策課	[略]				
企業成長推進課	1 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）の規定による中小企業者を認定すること。	○			
[略]					

[略]

都市局

都市計画部		課長	部長	局長	副市長
課所名	専決事項				
都市計画課	1～3 [略]				

経済局

商工観光部		課長	部長	局長	副市長
課所名	専決事項				
経済政策課	<ol style="list-style-type: none"> 1 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）等の規定による中小企業者を認定すること。 2 [略] 3 [略] 4 [略] 5 [略] 	○			
労働政策課	[略]				
[略]					

[略]

都市局

都市計画部		課長	部長	局長	副市長
課所名	専決事項				
都市計画課	<ol style="list-style-type: none"> 1～3 [略] 4 国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第17条から第19条までの規定 	○			

	<p>までの規定による助言及び勧告等並びに買取りの協議の通知をすること。</p> <p>7 国土利用計画法第41条の規定による立入検査等をする事</p> <p>8 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）に基づく優良宅地の認定及び譲渡予定価格申出の審査をすること。</p> <p>9 さいたま市中高層建築物の建築及び大規模開発行為等に係る紛争の防止及び調整に関する条例（平成13年さいたま市条例第226号。以下「中高層建築物及び大規模開発行為等条例」という。）の規定による大規模開発行為等に係る審査結果の通知、あっせん、調停及び命令をすること。</p>	○				
北部都市計画指導課	<p>1～21 [略]</p> <p>22 都市再生特別措置法第88条、第108条及び第108条の2の規定による届出の受理をすること。</p>	○				
南部都市計画指導課	<p>1～20 [略]</p> <p>21 都市再生特別措置法第88条、第108条及び第108条の2の規定による届出の受理をすること。</p>	○				
[略]						
まちづくり推進部						
課所名	専決事項	課長	部長	局長	副市長	

北部都市計画指導課	1～21 [略]					
南部都市計画指導課	1～20 [略]					
[略]						
まちづくり推進部						
課所名	専決事項	課長	部長	局長	副市長	

<p>建築行政課</p>	<p>1～5 [略] 6 <u>マンションの再生等の円滑化に関する法律</u>（平成14年法律第78号。以下「<u>マンション再生円滑化法</u>」という。）第<u>163条の59</u>の規定に基づく許可をすること。 7 [略]</p>	○					<p>建築行政課</p>	<p>1～5 [略] 6 <u>マンション建替え円滑化法</u>第<u>105条</u>の規定に基づく許可をすること。 7 [略]</p>	○				
<p>北部建築指導課</p>	<p>1 建築基準法第7条の6及び第18条第38項の規定による認定、第43条第2項第1号の規定による認定及び同項第2号の規定による許可並びに第85条第6項及び第7項並びに第87条の3第6項及び第7項の規定による許可をすること。 2 建築基準法第42条の規定による指定をすること。 3 違反建築物の取締り及び指導をすること。 4 さいたま市狭あい道路拡幅整備要綱（平成13年さいたま市告示第100号）に基づく後退用地の寄附受入れをすること。 5 中高層建築物及び大規模開発行為等条例の規定による中高層建築物の建築に係る審査結果の通知をすること。 (1) 高さが15メートルを超えるもの (2) 前号以外のもの 6 建設リサイクルの届出に係る受理及び審査（分別解体に係るものに限る。）をすること</p>	○	○	○	○	○							

	<p>7 建設リサイクルに係る助言及び勧告（分別解体に係るものに限る。）をすること。</p> <p>8 長期優良住宅法の規定による計画の認定、計画の変更の認定、地位承継の承認をすること。</p> <p>9 建築計画概要書等の写しの交付をすること。</p>	○	○																		
<p>南部建築指導課</p>	<p>1 建築基準法第7条の6及び第18条第38項の規定による認定、第43条第2項第1号の規定による認定及び同項第2号の規定による許可並びに第85条第6項及び第7項並びに第87条の3第6項及び第7項の規定による許可をすること。</p> <p>2 建築基準法第42条の規定による指定をすること。</p> <p>3 違反建築物の取締り及び指導をすること。</p> <p>4 さいたま市狭あい道路拡幅整備要綱に基づく後退用地の寄附受入れをすること。</p> <p>5 中高層建築物及び大規模開発行為等条例の規定による中高層建築物の建築に係る審査結果の通知をすること。</p> <p>(1) 高さが15メートルを超えるもの</p> <p>(2) 前号以外のもの</p> <p>6 建設リサイクルの届出に係る受理及び審査（分別解体に係るものに限る。）をすること</p> <p>7 建設リサイクルに</p>	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

	<p>係る助言及び勧告（分別解体に係るものに限る。）をすること。</p> <p>8 長期優良住宅法の規定による計画の認定、計画の変更の認定、地位承継の承認をすること。</p> <p>9 建築計画概要書等の写しの交付をすること。</p>	○							
建築審査課	<p>1 建築基準法に基づく指定確認審査機関からの報告書の承認を行うこと。</p> <p>2 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第3項の規定による認定及び第18条の規定による計画の変更を認定すること。</p> <p>3 さいたま市だれもが住みよい福祉のまちづくり条例（平成16年さいたま市条例第22号）第16条第2項の規定による建築物の適合証を交付すること。</p>	○	○						
住宅政策課	<p>1～14 [略]</p> <p><u>15</u> [略]</p> <p><u>16</u> [略]</p> <p><u>17</u> マンション再生円滑化法の規定による認可、命令、<u>勧告</u>、<u>指示</u>、<u>通知</u>、<u>公告</u>、<u>取消し及び承認</u>（<u>マンション再生円滑化法第163条の59</u>の規定による許可を除く。）をすること。</p> <p><u>18</u> マンション再生円滑化法の規定による<u>助言</u>、<u>指導</u>、<u>援助</u></p>		○						
住宅政策課	<p>1～14 [略]</p> <p><u>15</u> <u>工事監理に関する</u>こと。</p> <p><u>16</u> [略]</p> <p><u>17</u> [略]</p> <p><u>18</u> マンション建替え円滑化法の規定による認可、命令、<u>通知</u>、<u>公告</u>、<u>取消し及び承認</u>（<u>同法第102条の規定による認定及び第105条の規定による許可を除く。</u>）をすること。</p>						○		○

及び要請に関するこ と。 19～26 [略]				
27 [略]				
28 [略]				
29 [略]				
30 [略]				
31 [略]				
32 [略]				
33 [略]				
34 [略]				
35 [略]				
36 [略]				

19～26 [略]				
27 都市の低炭素化 の促進に関する法律 (平成24年法律第 84号。以下「都市 低炭素化促進法」と いう。)第57条の 改善命令をすること。				○
28 都市低炭素化促 進法第58条の規定 による計画の認定の 取消しをすること。				○
29 [略]				
30 [略]				
31 [略]				
32 [略]				
33 [略]				
34 [略]				
35 [略]				
36 [略]				
37 [略]				
38 [略]				

公共建 築課・ 教育施 設建築 課・公 共設備 課・教 育施設 設備課 (共通)	1 工事監理に関する こと。				○
---	-------------------	--	--	--	---

営繕部					
課所名	専決事項	課長	部長	局長	副市長
公共建 築課・ 教育施 設建築 課・公 共設備 課・教 育施設 設備課 (共通	1 工事監理に関する こと。	○			

)

下水道 河川部				
課所名	専決事項	課長	部長	局長 副市長
[略]				

建設事 務所				
課所名	専決事項	課長	部長	局長 副市長
[略]				

河川整 備課	1 特定都市河川流域 における雨水浸透阻 害行為に対する許可 に関すること。		○			
-----------	---	--	---	--	--	--

下水道 部				
課所名	専決事項	課長	部長	局長 副市長
[略]				

建設事 務所				
課所名	専決事項	課長	部長	局長 副市長
[略]				

建築指 導課	1 建築基準法第7条 の6及び第18条第 38項の規定による 認定、第43条第2 項第1号の規定によ る認定及び同項第2 号の規定による許可 並びに第85条第6 項及び第7項並びに 第87条の3第6項 及び第7項の規定に よる許可をすること。 2 建築基準法第42 条の規定による指定 をすること。 3 違反建築物の取締 り及び指導をすること。 4 さいたま市狭あい 道路拡幅整備要綱（ 平成13年さいたま 市告示第100号） に基づく後退用地の 寄附受入れをすること。 5 中高層建築物及び 大規模開発行為等条 例の規定による中高 層建築物の建築に係 る審査結果の通知を		○			
-----------	---	--	---	--	--	--

[略]									

区役所
[略]

	<p>すること。</p> <p>(1) 高さが15メートルを超えるもの</p> <p>(2) 前号以外のもの</p> <p>6 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第3項の規定による認定及び第18条の規定による計画の変更を認定すること。</p> <p>7 さいたま市だれもが住みよい福祉のまちづくり条例（平成16年さいたま市条例第22号）第16条第2項の規定による適合証を交付すること。</p> <p>8 建設リサイクルの届出に係る受理及び審査（分別解体に係るものに限る。）をすること。</p> <p>9 建設リサイクルに係る助言及び勧告（分別解体に係るものに限る。）をすること。</p> <p>10 長期優良住宅法の規定による計画の認定、計画の変更の認定、地位承継の承認をすること。</p>								
建築審査課	<p>1 建築基準法に基づく指定確認審査機関からの報告書の承認を行うこと。</p> <p>2 建築計画概要書等の写しの交付をすること。</p> <p>3 都市低炭素化促進法の規定による計画の認定及び計画の変更の認定をすること。</p>								
[略]									

区役所
[略]

健康福祉部				
課所名	専決事項	課長	部長	局長 副市長
[略]				
保険年金課	1 <u>国民健康保険資格 確認書及び資格情報 のお知らせの交付並 びに資格の喪失及び 変更を決定すること。</u> 2～19 [略]	○		
[略]				
備考 [略]				

健康福祉部				
課所名	専決事項	課長	部長	局長 副市長
[略]				
保険年金課	1 <u>国民健康保険被保 険者証の交付並びに 資格の喪失及び変更 を決定すること。</u> 2～19 [略]	○		
[略]				
備考 [略]				

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。